

茨城県報

第 7 5 3 0 号

昭和62年 3 月 2 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●土地改良区の設立 (農地管理課)	1
●定款変更の認可 (2件) (")	1
●路線の認定 (道路維持課)	2
●道路の区域の決定 (")	2
●道路の区域変更・供用開始 (4件) (")	3
●路線の廃止 (")	4
●都市計画緑地の決定 (都市計画課)	4

公 告

●建築許可に関する聴聞 (4件) (建築指導課)	5
--------------------------------	---

訓 令

(選挙管理委員会)

●公職選挙法等事務施行細則の一部を改正する訓令	6
-------------------------------	---

正 誤

●昭和62年 1 月 26 日 付け茨城県報第7520号中	7
-------------------------------------	---

告 示

茨城県告示第389号

東茨城郡大洗町大字成田町に事務所を置く向谷原土地改良区の設立を土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第10条第1項の規定により昭和62年2月23日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和62年 3 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第390号

昭和61年10月6日付けで新治土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により昭和62年2月19日認可した。

昭和62年 3 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第391号

昭和61年12月2日付けで大野中部土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和62年2月18日認可した。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和62年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路線名	起終点	重 要 な 地	備 考
418	牛久停車場線	牛久市牛久町		
		牛久市栄町		

茨城県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和62年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
418	県 道	牛久停車場線	牛久市牛久町 字富士塚299番地	メートル 最大 28.00	メートル 2,104.39	
			牛久市栄町 3丁目187番地	メートル 最小 20.00		

茨城県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新川江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡東村大字上須田字上須田 10-1番地先から	旧	メートル 最大 6.80	メートル 125.00	
		最小 6.20		
		最大 11.00	130.00	
		最小 6.00		
稲敷郡東村大字浮島字神落 8304番地先まで	新	最大 6.80	125.00	迂回路の撤去
		最小 6.20		

茨城県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和62年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道牛久停車場線
- 2 供用開始の区間 牛久市牛久町字富士塚299番地から
牛久市栄町3丁目187番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年3月2日

茨城県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和62年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道294号
- 2 供用開始の区間 北相馬郡守谷町大字乙子字神立乙491—4番地先から
北相馬郡守谷町大字守谷甲3170—3番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年3月2日

茨城県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和62年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道土浦大洋線
- 2 供用開始の区間 新治郡出島村大字岩坪字木ノ下850—1番地から
行方郡玉造町字川端甲1819—5番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年3月3日

茨城県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、昭和62年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整 理 号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地	備 考
316	牛久停車場線	牛久市牛久町		
		牛久市牛久町		

茨城県告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により日立都市計画緑地を決定したの
で、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の
場所において縦覧に供する。

昭和62年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を定める土地の区域
日立市久慈町5丁目の一部
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

公 告

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和62年 3 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和62年 3 月 9 日 午前10時
- 2 聴 聞 場 所 那珂郡那珂町菅谷杉原5473—1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
自動車修理工場及び事務所店舗
- 4 申請者住所氏名 那珂郡那珂町杉73—2
瀬 谷 重 夫
- 5 建築物構造規模 鉄骨造 2階建 増改築
申請延面積414.4535㎡ 既存60.00㎡
- 6 敷 地 面 積 721.00㎡
- 7 原 動 機 既設5.60KW
- 8 建 築 物 の 位 置 那珂郡那珂町菅谷杉原5473—1

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和62年 3 月 6 日 午前10時30分
 - 2 聴 聞 場 所 下館市横島字二本松796
 - 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
倉 庫
 - 4 申請者住所氏名 下館市下岡崎66—14
(株) 広沢製作所 廣 沢 謙 次
 - 5 建築物構造規模 鉄骨造 2階建 新築
申請延面積3,240.00㎡
 - 6 敷 地 面 積 6,998.68㎡
 - 7 建 築 物 の 位 置 下館市横島字二本松796, 797—2, 799, 797—1, 798

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和62年 3 月 6 日 午前11時30分
 - 2 聴 聞 場 所 下館市横島字二本松839

- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
倉庫
- 4 申請者住所氏名 下館市下岡崎66-14
(株)広沢製作所 廣 沢 謙 次
- 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 増築
申請延面積631.63㎡ 既存943.75㎡
- 6 敷 地 面 積 4,576.79㎡
- 7 原 動 機 新設0.4KW
- 8 建築物の位置 下館市横島字二本松839, 840, 841

- 1 聴 聞 期 日 昭和62年3月6日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 猿島郡総和町大字上辺見字鹿養大道北294-1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
自動車販売事務所及び修理工場
- 4 申請者住所氏名 水戸市五軒町1丁目2番5号
水戸いすゞモーター株式会社 代表取締役 秋 山 信 一
- 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 新築
申請延面積778.75㎡
- 6 敷 地 面 積 2,324.38㎡
- 7 原 動 機 新設41.4KW
- 8 建築物の位置 猿島郡総和町大字上辺見字鹿養大道北294-1

訓 令

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会訓令第1号

公職選挙法等事務施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和62年3月2日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

公職選挙法等事務施行細則の一部を改正する訓令

公職選挙法等事務施行細則(昭和25年茨城県選挙管理委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第21条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の投票用紙及び規則第 5 条第 2 項の規定による船員の不在者投票における投票用紙は片面印刷によるものとする。

別記第 18 号様式を次のように改める。

第 18 号様式

投票用紙様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-top: 5px;"></div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 茨城県議会議員選挙投票 (茨城県知事) </div> <div style="margin-bottom: 20px;"> ○ 注 意 ちゆうい </div> <div style="margin-bottom: 20px;"> 一 こうほしやしめい、欄内に一人書くこと。 候補者の氏名は、 </div> <div style="margin-bottom: 20px;"> 二 こうほしやしめい、書かないこと。 候補者でない者の氏名は、 </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 茨 城 県 選 挙 管 理 委 員 会 印 </div>
---	---

備考 投票用紙に押すべき県委員会印は、刷込式にするものとする。

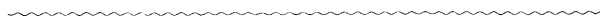
付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

●昭和62年 1 月 26 日 付け茨城県報第 7520 号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から 7	高萩市大字大能字重根田 1245, 大字若栗字井戸上368 の 2 (次の図に示す部分に 限る。)	高萩市大字大能字重根畑 1245, 大字若栗字井戸上368 の 2 (以上 2 筆について次 の図に示す部分に限る。)



★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所